

山梨県優良産廃処理業認定に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準（以下「優良基準」という。）に適合するものと認める（以下「優良認定」という。）場合の手続きについて、必要な事項を定める。

(申請書類)

第2条 優良認定の申請をする産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- ① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（第1号様式）
- ② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
 - I 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が発行する証明書
 - II Iを提出しない場合は、公表すべき項目の更新の履歴が記載された第2号様式又はその他の書類
- ③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
- ④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
- ⑤ 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

2 書類の提出先は、山梨県内に主たる事務所又は事業場を有する場合は所在地を管轄する林務環境事務所、有しない場合は環境整備課とする。

(審査)

第3条 知事は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容について優良基準に適合しているか審査するものとする。

(審査結果の通知)

第4条 知事は、審査の結果優良基準に適合していることを認めるときは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを認められた者（優良認定業者）である旨を記載した許可証を交付する。

2 知事は、審査の結果優良基準に適合していることを認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(添付書類の省略)

第5条 知事は、産業廃棄物処理業の許可の申請者が、優良基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る申請書類のうち、次の区分ごとに定める添付書類を省略させることとする。

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請の場合

- ① 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ② 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為

(2) 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請の場合

- ① 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証す

る書類

- ② 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為
- ③ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

(公表等)

第6条 知事は、優良認定を行ったときは、その業者の名称又は氏名、確認年月日、許可番号、公開情報が閲覧できるホームページアドレス等について公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、環境整備課長が別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年1月18日から施行する。

誓約書

山梨県知事

殿

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項及び第19条の6第1項）

変更履歴総括表

申請者 _____

全ての公表事項を公表した年月日 年 月 日

情報公表 URL _____

公表事項	更新すべき頻度	更新年月日	更新した事項
申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 (1)名称 (2)事務所又は事業場の所在地 (3)設立年月日 (4)資本金又は出資金 (5)代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人の氏名及び就任年月日 (6)事業の内容	変更の都度 ((5)に掲げる事項については一年に一回以上)		
申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容	変更の都度		
事業計画の概要	変更の都度		
申請者が受けている許可証の写し	変更の都度		
事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項 (1)運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2)積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限	変更の都度 ((1)に掲げる事項については一年に一回以上)		
情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの三年間の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1)（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2)（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	一年に一回以上		
申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上		
事業者がその（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度		
業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度 (人員配置については一年に一回以上)		
事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度		

※ 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類に添付して提出すること。

変更履歴総括表

申請者 _____

全ての公表事項を公表した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

情報公表 URL _____

公表事項	更新すべき頻度	更新年月日	更新した事項
申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 (1)名称 (2)事務所又は事業場の所在地 (3)設立年月日 (4)資本金又は出資金 (5)代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人の氏名及び就任年月日 (6)事業の内容	変更の都度 ((5)に掲げる事項については一年に一回以上)		
申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容	変更の都度		
事業計画の概要	変更の都度		
申請者が受けている許可証の写し	変更の都度		
事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)設置場所 (2)設置年月日 (3)当該施設の種類 (4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類 (5)処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては埋立地の面積及び埋立容量) (6)処理方式 (7)構造及び設備の概要 (8)当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る規則第十二条の五に規定する許可証の写し	変更の都度		
事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		
情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの一年間において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物の最終処分が終了するまでの、次の事項を含む一連の処理の行程 (1)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2)当該（特別管理）産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3)情報公表日の属する月の前々月の末日における当該（特別管理）産業廃棄物の保管量 (4)当該（特別管理）産業廃棄物の処分後の産業廃	一年に一回以上		

<p>棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>(5)当該（特別管理）産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>			
<p>情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3)当該（特別管理）産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	一年に一回以上		
直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報	一年に一回以上		
直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	一年に一回以上		
申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上		
事業者がその（特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度		
業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度 (人員配置については一年に一回以上)		
（特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	変更の都度		
事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度		

※ 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類に添付して提出すること。